

直方市監査委員 小 林 康 雄
直方市監査委員 田 代 文 也

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1 監査の対象 総合政策部 財政課

2 監査の期間 平成 31 年 1 月 4 日から
平成 31 年 1 月 31 日まで

3 監査の要領

今回の定期監査は、平成 30 年度(平成 30 年 11 月末日現在)における財政課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

4 監査の結果

財政課は 3 係を擁し、参事以下 13 人（再任用職員 1 人、臨時職員 1 人を含む）の職員で構成されている。

各係の主な分掌事務は、財政係は、予算の編成・統制及び配当、予算の流用及び予備費の補充、収入及び支出命令の事前審査、市債、地方交付税、資金計画、財政状況の公表、決算統計に関すること等。

契約係は、工事・物品の指名登録、入札及び契約、消耗品・備品等の物品及び原材料の購入、検収、公契約条例に関すること等。

公用車管理係は、公用車の集中管理、公用車両の整備管理、直方いこいの村賃貸借及び維持管理、全国市有物件災害共済会等の保険業務等に関すること等であり、これらの事務事業を執行されている。

(1) 予算の執行状況等

歳入は、予算現額 102 億 3,939 万 3,000 円に対し、調定額 58 億 5,592 万 8,827 円で、収入済額は 55 億 8,584 万 1,827 円となっている。

予算現額に対する収入済額の比率は 54.55%、調定額に対する収入済額の比率は 95.39%である。

歳出は、予算現額 20 億 7,545 万 2,000 円に対し、支出済額 9 億 9,968 万 7,149 円で、執行率は 48.17%となっている。

財政課が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月末日までの間に実施した主な事務事業に係る歳入歳出は、次のとおりである。

歳入の主なものは、財政係では、地方交付税 47 億 2,385 万 9,000 円、地方消費税交付金 5 億 9,394 万 3,000 円、地方譲与税 5,066 万 5,000 円(自動車重量譲与税 3,527 万 5,000 円、地方揮発油譲与税 1,539 万円)、地方特例交付金 4,393 万 4,000 円、自動車取得税交付金 2,262 万 7,000 円、繰越明許費で前年度繰越金 1 億 1,988 万 7,000 円等が収入されている。

その中で、地方交付税の推移をみると、平成 29 年度決算額は 55 億 3,348 万円で、前年度と比較すると 5,719 万 1,000 円微増したものの、地方交付税の歳入決算額に占める割合は、年々減額傾向にある。

最近 5 カ年の地方交付税の収入状況(平成 30 年 11 月末日現在)は、次表のとおりである。

地方交付税交付状況

(単位：千円・%)

区分 年度	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	差引財源 不足額 (A) - (B)	地方交付税 収入済額	同左の内訳		歳入決算 額との収 入比
					普通交付税	特別交付税	
30	10,643,166	5,909,002	4,734,164	4,723,859	4,723,859	0	—
29	10,666,508	6,023,009	4,643,499	5,533,480	4,635,084	898,396	22.6
28	10,553,894	5,999,066	4,554,828	5,476,289	4,546,146	930,143	21.8
27	10,592,434	5,827,164	4,765,270	5,733,607	4,765,270	968,337	23.1
26	10,416,350	5,543,991	4,872,359	5,863,703	4,872,359	991,344	23.7

また、最近 5 カ年の財政係の主な歳入状況(平成 30 年 11 月末日現在)は、次表のとおりである。

財政係の主な歳入状況

(単位：円)

年度 区分	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度
地方譲与税	50,665,000	188,623,000	188,655,000	205,809,003	196,884,002
地方消費税交付金	593,943,000	1,051,720,000	1,033,154,000	1,150,035,000	691,585,000
ゴルフ場利用税交付金	4,604,245	12,364,975	12,133,467	12,321,955	11,592,286
自動車取得税交付金	22,627,000	69,205,000	50,219,000	46,582,000	31,100,000
地方特例交付金	43,934,000	37,831,000	34,164,000	31,783,000	29,361,000
地方交付税	4,723,859,000	5,533,480,000	5,476,289,000	5,733,607,000	5,863,703,000

歳出の主なものとしては、公債費では、償還金利子及び割引料で市債償還金 9 億 7,587 万 7,219 円（元金 8 億 9,586 万 3,304 円、利子 8,001 万 3,915 円）、総務費の総務管理費では、一般管理費の需用費で庁内コピー代 167 万 9,719 円等が支出されている。

市債については、平成 30 年 11 月末日の一般会計市債の借入現在高は、197 億 1,288 万 5,000 円となっており、平成 29 年度決算における実質公債費比率は 8.0%、公債費の歳出総額に占める割合は 8.5%となっている。過去の大規模事業にかかる償還が完了したことにより公債費の歳出決算額に占める割合は減少しているが、今後は、現在着手している事業等の借入に係る償還に伴い公債費が増加に転じることや、公共施設の老朽化により施設更新事業に伴う公債費の更なる増加が見込まれるところである。

市債は他の財源と違い将来にわたってその元利償還の義務が生じることから、借入れについては慎重に対処され、今後とも行財政改革を推進し、財政の健全化に一層努められるよう期待するものである。

最近 5 ヶ年の公債費の支出状況(平成 30 年 11 月末日現在)は、次表のとおりである。

公債費支出状況

(単位：円・%)

区分 年度	歳出決算額 (A)	支 出 額					(B)
		元 金	利 子	短期利子	公債諸費	計 (B)	(A)
30	—	895,863,304	80,013,915	0	0	975,877,219	—
29	24,325,244,469	1,883,191,768	179,167,324	313,248	0	2,062,672,340	8.5
28	24,860,826,555	1,951,634,772	207,466,232	768,542	0	2,159,869,546	8.7
27	24,306,618,790	2,147,882,396	241,170,593	581,467	0	2,389,634,456	9.8
26	24,444,874,438	2,429,170,704	269,589,374	478,442	0	2,699,238,520	11.0

契約係では、歳入は、財産収入の財産売払収入では、物品売払収入で公用車売払い代金 **18 万 1,440 円** が収入され、歳出は、総務費の総務管理費では、一般管理費の報酬で、公契約審議会委員報酬 **3 万 2,000 円**、委託料で、公契約審議会会議録作成委託料 **1 万 4,256 円** 等が支出されている。

契約業務については、入札制度の透明性・公平性の確保を基本理念として、予定価格、最低制限価格等の事前公表が実施され、総合評価方式による入札を行うなど工事に関する契約事務の透明性の確保、公正な競争の促進及び品質の確保に努められ、物品の購入においても、各物品購入担当者に購入物品の選定基準を明確にさせるなど適正な物品調達に取り組んでいるものの、現在、物品については明確な指名基準がなく、公正・公平な調達実施のため、指名基準作成に向け、準備が進められている。

今後も入札制度の適宜見直し・研究を行い、透明性の確保・公正な入札の実施、適正な物品購入事務にむけて、更なる努力を望むものである。

なお、建設工事及び物品購入契約件数（平成 **30 年 11 月** 末日現在）は、次の各表のとおりである。

建設工事契約件数

（単位：件）

登録件数		工事内訳	条件付一般 競争入札	指名競争入札	随意契約	計
市内業者	市外業者					
172	912	産業建設部	6	17	3	26
		他 部	16	31	1	48
		計	22	48	4	74

物品購入契約件数（平成 **30 年 11 月** 末日現在）

（単位：件）

区 分	備 品	原材料	印 刷	自動車	消耗品	記念品	計
10 万円以上 20 万円未満	5	0	2	0	14	0	21
20 万円以上	12	0	3	4	13	1	33
計	17	0	5	4	27	1	54

公用車管理係では、主な歳入は、財産収入の財産運用収入では、財産貸付収入の土地建物貸付収入で市有財産貸付料 **498 万円**、諸収入の雑入では、雑入の全国市有物件災害共済金で、自動車損害共済災害共済金 **201 万 1,603 円**、公用車広告掲載料 **68 万 6,000 円** 等が収入されている。

主な歳出は、総務費の総務管理費では、財産管理費の需用費で直方いこいの村軟水機修繕工事等設備修繕料 257 万 7,204 円、公用車燃料代 200 万 7,600 円、公用車定期点検、車検整備等修繕料 155 万 9,097 円等、役務費で建物総合損害共済基金分担金、直方いこいの村定期報告のための建築・建築設備・防火設備検査手数料、公用車 123 台の任意保険保険料等 1,047 万 4,573 円が支出されている。

公用車管理係が所管する公用車については、集中管理方式で管理されており、公用車の効率的な活用が図られている。車両の整備について、道路運送車両法及び直方市車両管理規則の規定に基づき、整備・点検を行っているが、年式の古い公用車が多く、点検整備に苦慮されている。

車両の整備・点検の状況（平成 30 年 11 月末日現在）は次表のとおりである。

車種別整備・点検の状況

（単位：台）

区 分 車 種	車台数	点検 台数	点検台数の内容
普通乗用自動車	7	9	車検 2 台、12 ヶ月点検 2 台、6 ヶ月点検 5 台
小型乗用自動車	0	0	
普通貨物自動車	0	0	
小型貨物自動車	11	14	車検 8 台、6 ヶ月点検 6 台
普通特殊自動車	10	10	車検 4 台、6 ヶ月点検 6 台
軽乗用自動車	25	31	車検 5 台、12 ヶ月点検 8 台、6 ヶ月点検 18 台
軽貨物自動車	44	48	車検 15 台、12 ヶ月点検 19 台、6 ヶ月点検 14 台
大型特殊自動車	0	0	
小型特殊自動車	4	5	12 ヶ月点検 4 台、6 ヶ月点検 1 台
マイクロバス	1	3	車検 1 台、3 ヶ月点検 2 台
合 計	102	120	

また、直方いこいの村については、建物、施設の老朽化による修繕補修の頻度が増加し、大きな経費を要する対応案件も控えており、今後の修繕計画など多くの検討課題を抱えている。

次に当課が所管している基金の平成 30 年 11 月末日の状況をみると、直方市財政調整基金は、前年度からの繰越金が 31 億 2,414 万 2,111 円、取崩し額 5,000 万円で基金現在高は 30 億 7,414 万 2,111 円となっている。

直方市減債基金は、前年度からの繰越金が 89 万 3,844 円、取崩し額は無く基金現在高は 89 万 3,844 円である。

直方いこいの村施設整備基金は、前年度からの繰越金が 5,479 万 1,216 円、積立金 1,000 万円、取崩し額は無く基金現在高は 6,479 万 1,216 円となっている。

(2) 経理事務の手続き等

経理事務については、支出負担行為票、その他関係諸帳簿等照合検査の結果、いずれも符合していた。また、備品については、台帳と照合の結果、一部備品の重複登録が見られたため、適正に処理されたい。

(3) 指摘事項について

次のような取り扱いが見受けられたので、適正に処理されたい。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
各種事務について	見積合わせの際の見積書において、合計金額が訂正されているものが見受けられた。	直方市財務規則第 4 条 書類の金額は、改ざん又は訂正してはならない。ただし、やむを得ない場合に限り、金額全部（合計金額を除く。）につき朱線 2 本（朱書きの場合は黒線）を引き、その上に押印して訂正することができる。	合計金額は訂正できない旨を業者に伝え、見積書を取り直すなど適正に処理されたい。
文書事務について	照会文書に対する回答などの一連の文書が文書整理票処理状況欄に記載されていないものが見受けられた。	直方市文書規程第 21 条 事案を処理したときは、そのつど文書整理票処理状況欄にその施行経過を記入し…	回答状況を文書整理票処理状況欄に記載するなど適正に処理されたい。
	県からの照会文書を受付し、その回答を提出する際の文書において、文書番号を収受した際の文書番号ではなく、事務連絡として回答しているものが多数見受けられた。	直方市文書規程第 8 条第 1 項第 3 号 収受した文書に対して文書を発送する起案を行うときは、その収受した際の文書番号をもって行うものとする。	回答をする際は、取得した文書番号を用い、回答状況を文書整理票処理状況欄に記載するなど適正に処理されたい。
	選任を有する主任技術者（現場代理人）の兼務申請等の文書処理において、申請書の受付処理がなされず、県機関への照会文作成時に文書番号を取得しているものが見受けられた。	直方市文書規程第 11 条第 1 号 文書を受領したときは、速やかに受付印を押印し、文書番号を付し、文書整理票に記載する。 直方市文書規程第 9 条第 1 項 文書は、常に分類整理し、必要ときに直ちに取り出せるように文書分類表及びファイル整理表に基づいた文書の分類記号及び保存年限を記載しなければならない。	申請書受付時に文書番号を付して、文書整理票に記載し、それに基づく照会や回答状況等については処理状況欄に記載するなど適正に処理されたい。

以上が、総合政策部財政課に関する定期監査の結果である。

当課は、地方自治法、地方財政法、地方交付税法、建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、道路運送車両法その他関係法令に基づき、業務を執行されている。

財務事務では、市債の借入及び償還、地方交付税の算定及び歳入、財政上の各種統計や財政状況の公表、予算編成方針に基づき予算の編成・統制及び配当などの財政運営を担っている。

契約事務については、入札制度の透明性・公平性の確保を基本理念とし、直方市公契約条例、直方市契約規則、直方市財務規則等に基づき工事契約や物品の調達等が行われている。

また、公用車の管理では、集中管理方式により管理されており、公用車の効率的な活用が図られ、公用車の整備、点検を担い事故防止に取り組まれている。

平成 29 年度直方市の決算状況は、実質収支額では国民健康保険を除く全ての会計で黒字決算であったが、実質単年度収支額では、一般会計、同和地区住宅資金貸付事業特別会計で赤字決算となり、8 年ぶりに一般会計での財政調整基金の取崩しが行われた。

赤字の要因は、歳入では、繰越金を除く主要な一般財源で、市税では、前年度と比べ固定資産税等は増加したものの、市民税が大きく減少し、市税全体で減収となったことによるものである。歳出においては、社会福祉費や児童福祉費等の扶助費や、公共下水道事業特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等への繰出金等が増加したことによるものである。

今後の財政運営においても、歳入の面では、高齢化や人口減少傾向は続く予測されることや、地域経済の景気低迷、法人税率の引き下げ等により、今後も歳入の根幹である市税収入の大幅な伸びを期待することは難しく、依然、地方交付税等国からの交付金に頼らざるを得ないが、地方交付税は今後も減額基調であることから、更なる一般財源の増額は期待できるものではない。

また、歳出の面では、全国平均より高い水準で高齢化が進行していることを反映し、社会保障等の各種扶助費や介護保険等の特別会計への繰出金の増大は避けられないことに加え、公共施設の老朽化による施設改修費や、施設更新事業に伴う公債費の増加などが見込まれ、財政運営は将来的にも更に厳しくなるものと予測されるところである。

平成 29 年度から事業実施所管の視点に立った効率的・効果的な財源配分による枠配当方式での予算編成に取り組まれ、主体的・自主性の促進とコスト意識の向上を図ることを目的に予算編成の権限と責任を事業実施課に委譲している。平成 30 年度、平成 31 年度においても、新しい需用を迅速かつ的確にとらえた上で、予算編成に係る多くの権限を各担当部局に委譲することで、各担当部署が知恵と工夫を活かした予算編成を行えるよう、枠配当方式での予算編成を継続している。

今後も「第 5 次直方市総合計画」を基本として策定された「直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある『住みたくなるまち・働きたくなるまち・誇りあるまちの創造』の実現に向け、限られた経営資源を有効活用し、施策の緊急度を的確に把握するとともに、更に研鑽を積み、効率的で効果的な、そして健全な財政運営を推進され、市民のためのまちづくりになお一層努められるよう切に望むものである。